

平成30年10月

地域包括支援センター  
指定居宅介護支援事業所  
国基準の訪問介護サービス事業所  
国基準の通所介護サービス事業所

御中

健康福祉部 高齢者支援課

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業における  
国基準の訪問介護サービス・通所介護サービスの平成30年度報酬改定について（通知）

平素より、当市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

介護給付の平成30年度介護報酬改定に関連して、地域支援事業実施要綱において国が定める額（報酬単価等）が一部改正され、平成30年10月1日から施行されます。

筑紫野市においては、国が定める額を基準としておりますので、「国基準の訪問介護サービス」及び「国基準の通所介護サービス」について、平成30年10月1日から別紙のとおり改正します。

各事業所等におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、国基準の通所型サービスにおいて新設される「生活機能向上連携加算」を平成30年10月分から算定するためには、平成30年10月15日（月）までに変更届出書等の提出が必要となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

筑紫野市 健康福祉部

高齢者支援課 介護保険担当

092-923-1111（内線 331・333）

## (改正の要旨)

## (1) 国基準の訪問介護サービス

## ○生活機能向上連携加算の充実

現行	改正後（新設）	算定に関する届出
生活機能向上連携加算 100 単位	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位	不要
	生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位	不要

- 同一建建物減算の対象建物の見直し
- 生活援助中心型研修修了者の従事
- サービス提供責任者の任用要件・役割の明確化
- ケアマネジャー等に対する不当な働きかけの禁止
- 介護職員処遇改善加算の見直し

## (2) 国基準の通所介護サービス

## ○生活機能向上連携加算の創設

現行	改正後	算定に関する届出
なし	生活機能向上連携加算 200 単位 ※運動器機能向上加算を算定している場合は 100 単位	10/15(月)までに提出

- 機能訓練指導員の確保の促進
- 栄養改善加算の加算要件見直し
- 栄養スクリーニング加算の創設

現行	改正後	算定に関する届出
なし	栄養スクリーニング加算 5 単位	不要

- 介護職員処遇改善加算の見直し

※平成 30 年度介護報酬改定による訪問介護、通所介護の加算の算定要件等については、厚生労働省の資料を参照してください。